

# 社会福祉法人 同愛会

## 障害者虐待防止及び身体拘束の軽減に関する指針（マニュアル）

### 1. はじめに

国連が採択した「障害者権利条約」は、障害当事者において、当たり前といえる権利擁護を推進するためには大切な条約でした。

我が国においては「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法；平成 24 年 10 月）が施行されました。そして平成から令和と年号が変わり現在に至ります。私たち障害福祉従事者としての存在意義は障害当事者の人権を守り、一人ひとりの利用者の人生を豊かに広げていく支援ですが、障害児者虐待事件については未だに後を絶たない現実があります。虐待防止及び権利擁護の確立に向けて、私たちが心掛けていくことは何かということ意識していく必要があります。

厚生労働省が令和 2 年に「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を示しました。障害の有無に関わらない多様な生き方を前提とした共生社会の実現を目指すには、「障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはないという当たり前の価値観を社会全体で共有」し、「障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合うことが不可欠である」とする理念が示されています。これは、全ての利用者の意思決定支援への実現と表裏一体であり、社会福祉法人同愛会の法人理念である「人生（存在）への支援・援助」そのものともいえます。利用者の中には、自分の気持ちをうまく伝えられないなど「さまざまな生きがたさ」を背負っている方々があります。

社会福祉法人同愛会では、一人ひとりを尊重し、「障害」を理由にすることなく、あらゆる手段で諦めない支援を行い、利用者との信頼関係を構築する努力をしていきます。私たちは、一人ひとりの利用者（当事者）の人生という物語の 1 ページ、1 ページをつくるための援助に従事します。そのためにも、私たち全ての職員が、利用者に対して表面的ではない、嘘のない日常業務にあたる必要があります。

### 2. 日常の保障

#### <支援全般>

- ・施設職員、グループホームの世話人及び生活支援員、夜間従事者等は、利用者一人ひとりの充実した暮らしを保障することに努める。
- ・何よりも入所利用者は一日も早く退所して地域移行することを目的とし、ホーム利用者は日々の暮らしの充実を目的とし、日中活動利用者は労働や余暇を通しての心身の充実を目的としながら日々の暮らしを営めるよう、全ての職員が利用者の人生の支援にあたる。
- ・全ての職員は利用者の支援を行う上で、利用者一人ひとりの健康管理を徹底すると共に、

一般的な怪我に限らず、本人自身に不利益をもたらす自傷行為、破壊行為についても未然に防ぐよう心がけ、日頃から利用者の基礎気分の安定と医療機関、家族等との連携に努めることとする。

#### <食事>

- ・ 入所施設においては、管理栄養士が中心となり、栄養バランスを考えながら、利用者が美味しいと感じる献立の提供に努める（施設入所・日中活動）。
- ・ GHにおいては、通常は配食センターに注文をして食事作りをスタッフが行なうことから、調理が不十分なスタッフはスキル向上に努め、スキルが上がらないスタッフの調理は停止する。また、配食センターのメニューや実態については利用者の意見を取り入れながら、必要に応じて業者を変更していくこととする。
- ・ 利用者の誕生日リクエストを保障していく。
- ・ 火傷、誤嚥に繋がらないように食事介助は十分に気をつけながら日常的に行っていく。
- ・ 健康に害を及ぼしかねない偏食については、家族、代理人、後見人とも相談し、利用者本人の障害の程度に関わらず、利用者本人に適切な説明を行った上で、個別支援計画に記載し、計画的に食事への支援に取り組むこととする。
- ・ 上記個別支援計画に記載されていない内容については無効とする。
- ・ 利用者の体調不良時に普通食から軟菜食、おかゆ等に特定期間変更する場合は前もって本人に伝える。
- ・ 外食時に、本人の健康を害する可能性、或いは金銭的な不足が生じると予測する場合に、職員は本人に確認して注文内容の変更等を促すことがある。

#### <歯磨き>

- ・ 歯磨きについて支援が必要な利用者については、口内炎や歯肉炎、唇疾患への配慮をし、疾患があった場合は、本人の苦痛を与えないよう細心の注意を払い歯磨き支援をおこなうこととする。

#### <排泄>

- ・ 自身で訴えられない利用者については、支援するスタッフが適切な排泄状況を把握する。
- ・ このときに利用者の自尊心を傷つけることなく、また個人情報漏洩しないよう、看護師と関係職員までの最低限の共有に留め、嘱託医や、外来医師に相談・受診を支援する。
- ・ 状況に応じて、医療との連携に努め、規則正しい状態に導くようにする。
- ・ 排泄後の拭き取りは職員自身の身体を扱うごとく適切丁寧に不快感を与えず、綺麗に仕上げるように努める。

#### <入浴>

- ・ 入浴については、健康上病気等の理由がない限りは毎日の入浴を保証する。
- ・ 尚、365 日の入浴を保証するが、災害等における非常事態や節水時においてはこの限りではない。
- ・ 健康に異常がなく入浴拒否があった場合は、利用者の特性に合わせた促しを心がけ、無理強いをしないこととする。但し、未入浴が2日以上続く場合でその後の衛生管理に支障が出てくる可能性が予想されるときは、支援者は保護者家族、サービス管理責任者、管理者に報告し、問題の解決を支援者だけで行わないようにする。

#### <睡眠>

- ・ 適切な睡眠時間を保証していく。
- ・ 睡眠障害が生じた場合は、医療機関との連携を図り、健康管理に努める。

#### <金銭管理（施設入所・ホーム入居）>

- ・ 預かり金管理方法については、社会福祉法人同愛会規則規定集「利用者預り金等取扱規定」に従い、複数チェックを怠ることなく行なっていく。特に現金の取り扱いについては、レシートがない場合の処理について支払い証明書、必要に応じた補助簿等を使用する。
- ・ 本人名義の通帳より、本人使用以外の目的で家族や親族より要求がある場合は、職員側が代行決定せず、利用者本人に確認し、意思確認に努める。同様に大きな額の要求があった場合は、各区サービス課担当に問い合わせる。

#### <環境衛生>

- ・ 明けの職員、用務員等は、掃除を徹底していく。
- ・ 利用者一人ひとりが、心地よく生活できる居住環境を常に整えることとする。
- ・ 布団は極力天日干ししていく。梅雨時期等は、乾燥機を使い布団の衛生面を保つ。
- ・ 花粉症者の布団は気候に応じて適切に配慮して、屋外に出さず乾燥機で対応する。
- ・ リース布団は最低年に一度入れ替える（施設入所）。
- ・ 畳については適切な時期に張替える（施設入所）。
- ・ 障害特性における断続的な夜尿がある部屋についてはフローリングを使用か、畳部屋の場合は、水洗い可能な防水式畳の設置保障をする（施設入所）。
- ・ 利用者が便座や床を汚した場合は、当該利用者が用を足した後に、職員が綺麗に掃除し、次の利用者が、心地よく用を足せるよう徹底する。
- ・ 便座や床を汚した利用者自身で掃除を行う場合については、適切に掃除が行えるよう職員は利用者の自尊心を傷つけぬよう配慮しながら促していくと同時に、仕上げを職員が行い、最後に掃除をした利用者本人が汚れていないかを自尊心を傷つけぬように確認を

し、手洗い等を促し、衛生面に気を配ることとする。

- ・ 浴室、浴槽は毎日使用後に掃除をし、翌日の使用が快適に使えるようにする。
- ・ 玄関は、土ぼこりが溜まらないよう毎日掃き掃除を行う。
- ・ 感染症等の発生時については、本人と他利用者の過ごす場所を隔離させてもらうこととする。このときに、隔離される側の利用者の部屋は、空気清浄機を設置し、健康な利用者と接触せざるを得ない共有場所となるトイレ、洗面所、廊下については、ヒビスコーンや除菌水の定期的噴霧とドアノブ、手すり等の消毒を徹底し、接触感染の阻止を徹底化することで利用者全体の健康維持に努める。
- ・ 自分で洗濯が行えない利用者の衣類は職員が代わって洗濯を行い、毎日衣服は本人が選べる環境を保障する。

#### <医療連携>

(入所施設)

・ 朝・夕に各棟を訪問し、健康面の確認や利用者からの相談を受けつけられるように努める。

(GH 等)

- ・ 施設の看護師や関連する医療機関等に相談する。

### 3. 虐待防止及び身体拘束に係る留意点

#### <虐待の定義>

- ・ 虐待とは「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「放棄・放任」「経済的虐待」を指す。

#### <身体拘束>

支援を心がけながらも発生してしまった痙攣、パニック等については、利用者本人の身体安全における危険が予測できた場合、あるいは他利用者の権利を著しく侵害するおそれがある場合は、緊急対応として、支援者は利用者に対して、身体接触を行い、利用者本人の安全の確保に努めることとする。

このときに複数支援体制時においては、複数職員で対応しながら、お互いの支援者の力加減をチェックしあいながら、大きな外傷だけでなく、痣や小さな外傷を負わせることのないよう細心の注意を払うこととする。また、事後に心的外傷に陥らないように、事後ケアを丁寧に行なうこととする。

夜間、一人支援体制時に起こった利用者の不適応行動については、口頭での指摘と促しを行い、状況に則した場面転換を行い、物理的解決を極力おこなうようにする。

しかしながら、もっとも困難とされる(行動障害等における)身体反射レベルの行動(反応)や、本人の障害特性に起因するであろうパニックや他害行動については、身体接触による対

応の必要性が伴うこともあるので、職員自身がリスク回避による傍観（ネグレクト）をすることなく、客観的な視点を持ちながらの介入を心がけ、利用者と支援者がお互いに怪我をしないよう対応に努める。また、事後に心的外傷に陥らないように、事後ケアを丁寧に行なうこととする。

上記の内容については、事が落ち着いた後に、必ず所定の身体拘束記録にて記載し、同時に家族（あるいは後見人）等への早期の連絡を行い、状況説明を行うことにする。

また、怪我の有無に関わらず管理者への報告を義務付ける。

後日、各部署のリーダー職が中心となり職員会議等で改善策の検討を行なうこととする。

更に、定期的な振り返り、会議等において当該部署の報告を各参加職員が忘れずに行い全職員への周知を徹底する。

<やむを得ず身体拘束を行うときの留意点>

(1) 3要件

・「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件をすべて満たしているケースに限る。

(2) 手続き

①利用者本人と保護者・家族（成年後見人）に対して、あらかじめ、具体的な可能性について、個別支援計画に記載するなどし、十分な説明を行う。

②事後については、早急に管理者へ報告し、「身体拘束の目的・理由」、「方法」、「拘束した時間帯」などを所定の身体拘束記録に詳細に記入し、利用者本人と保護者・家族（成年後見人）に対して説明し、理解を得る。

#### 4. 虐待防止と身体拘束の軽減に向けた組織運営

<各事業所>

①虐待防止マネージャー（サービス管理責任者等）の役割

・サービス管理責任者等は虐待防止マネージャーとして各事業所に定期的に訪問し、利用者一人ひとりの様子を把握する。

②虐待防止責任者（管理者）の役割

・虐待防止マネージャーが支援における利用者への不利益を確認した場合は、支援者を集めて状況を確認し、管理者に報告する。管理者は虐待防止責任者として、支援上の課題と判断し通常のケースカンファレンスを開催するか、虐待に繋がりがねない内容と判断し、虐待防止委員会を開催するかを虐待防止マネージャーの報告をもとに選定・実施する。

③対応

・虐待、あるいは虐待の疑いがあると判断した場合は、市町村スキームに基づき、行政等

窓口に通報すると同時に、管理者⇒法人運営委員（運営会議）⇒常任理事会、第三者機関への報告を行い問題の解決に努める。

#### <虐待防止委員会の開催>

社会福祉法人同愛会では、虐待防止担当統括所長を選任し、定期的な虐待防止委員会を開催する。参加者は法人の各拠点区分の虐待防止マネージャー、虐待防止責任者と当事者、および第三者である。

#### <虐待防止と権利擁護に向けた研修・教育>

- ①新規採用者に向けた障害当事者によるメッセージ講演
- ②採用者が誓約書に署名
- ③既存職員全員が誓約書に署名
- ④当事者による職員面接の実施
- ⑤虐待防止に関わる内部研修及び外部講師による研修の実施

#### <第三者委員の委託>

- ・法人担当第三者委員 または、各事業所で委託している第三者委員による訪問・相談を実施する。
- ・問題発生時の当事者等への個別聴き取りの実施。

#### <苦情対応>

- ・苦情受付窓口と手段
  - ①事業所サービス管理責任者等
  - ②事業所内ご意見箱等
  - ③ポスターの掲示
  
- ・苦情解決責任者  
管理者
  
- ・各重要事項説明書記載の外部機関

#### <情報開示>

- ・支援上の記録については、本人及びその家族が閲覧を求めた場合は、いつでも自由に閲覧できる。

平成 24 年 10 月 1 日作成

平成 26 年 4 月 1 日改訂

平成 26 年 11 月 1 日改訂

平成 27 年 4 月 1 日改訂

平成 27 年 7 月 1 日改訂

平成 28 年 10 月 1 日改訂

平成 29 年 2 月 20 日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改訂

平成 31 年 4 月 1 日改訂

令和 1 年 6 月 1 日改訂

令和 3 年 7 月 1 日改訂

令和 4 年 3 月 10 日改訂

令和 4 年 7 月 10 日改訂